

2013年4月19日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 松木 静雄

## 要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

安倍・自公新政権がデフレ脱却を掲げ、「緊急経済対策」を打ち出し、円安の進行や株価の持ち直しなどが生まれ、景気は下げ止まりとされています。

しかしながら、マスコミやエコノミストの間でも既に議論になっているように、日本経済を持続的な回復基調に乗せるためのデフレ克服には、労働者の賃金の引き上げ・底上げによって個人消費を活性化することが不可欠です。

小泉政権などにより進められた新自由主義「構造改革」路線、一連の規制緩和によって、雇用や社会保障のルールが破壊され、ワーキングプアが1100万人にも広がるなど、貧困と格差はますます深刻化しています。

他の先進諸国が賃金の引き上げ・底上げを進めGDPを増加させたり、東南アジア諸国も最低賃金の大幅引き上げや派遣労働の規制などに踏み出しているもとの、日本では、さまざまな規制緩和論がまたぞろ浮上し、労働者派遣の自由化や解雇規制の緩和、ホワイトカラーエグゼンプションなどが取りざたされています。

これでは、デフレ脱却どころか、さらなる長時間過密労働とワーキングプアの増大を招き、日本経済を一段と冷え込ませるのは明らかです。

私たちは、持続可能な日本経済の実現と、金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

### 記

1. 高年齢者雇用安定法改正の趣旨に沿って、希望者全員の雇用継続と安定した賃金・労働条件の確保を行うよう指導すること。また、金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
2. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、金融機関の業界団体に対し、適正な労働時間管理を行うよう指導通達を出すこと。
3. 管理監督者の範囲について、旧労働省通達（昭和52年2月28日基発第105号、同年12月27日基発第37号）に基づき、所謂「名ばかり管理職」に対して、時間外労働賃金を適正に支払うよう指導すること。
4. 金融機関の長時間労働是正に背を向ける、就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図るよう指導すること。
5. パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。
6. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、非正規労働者の雇用確保・差別是正に向けた指導を行なうこと。

以 上